様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日 2025年7月3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）だいどーぐるーぷほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ダイドーグループホールディングス株式会社  （ふりがな） たかまつ　とみや  （法人の場合）代表者の氏名 　髙松　富也  住所　〒530-0005  大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー18F  法人番号　2120001083154  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1-1:当社公式サイト「DyDoグループのDX」  1-2:当社公式サイト「DyDoグループのDX」  1-3:当社公式サイト「DyDoグループのDX」 | | 公表日 | 1-1:2023年3月16日  1-2:2023年3月16日  1-3:2023年3月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1-1：DyDoグループのDX>メッセージとDXの必要性>メッセージ  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/attempt/dx_message/>  1-2：DyDoグループのDX>メッセージとDXの必要性  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/attempt/>  1-3：DyDoグループのDX>ありたい姿への実現に向けたDX戦略>2030年 DXのゴールとDX戦略  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/strategy/goal/> | | 記載内容抜粋 | 1-1:  社会のデジタルの発展は、凄まじいスピードで進んでいます。このような経営環境の変化とデジタル技術を活用し、お客様や社会のニーズの変化に合わせ、私たちのビジネスモデルを進化させるとともに、業務プロセスや組織、企業文化・風土の変革により、競争優位性を確立することは重要となります。  1-2：  2019年１月に当グループのありたい姿を示すグループミッション2030「世界中の人々の楽しく健やかな暮らしをクリエイトするDyDoグループへ」を掲げ、同時に中期経営計画をスタートしました。  そして、ありたい姿への実現に向けて中期経営計画2026では、重要な経営課題となる8つのマテリアリティを特定。その経営課題の1つに「DX推進とIT基盤の構築」を掲げました。  1-3：  グループミッション2030のありたい姿への実現に向けて、従業員ひとり1人が自発的にデジタル技術やデータを活用し、「新たな価値の創出」「プロセスの変革」「ビジネスの創造」を行っている姿をDX推進のゴールとしています。  ※補足 ダイドーグループホールディングスとしてDXを経営課題として掲げ、DX推進を専任する部署「ビジネスイノベーショングループ」を設立。当部署が子会社のDXの戦略・ロードマップ・計画を作成、統制を取り子会社のDXを推進。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会、経営会議にて承認された内容に基づき作成 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 当社公式サイト「DyDoグループのDX」 2. 当社公式サイト「DyDoグループのDX」 3. 当社公式サイト「DyDoグループのDX」 4. 当社公式サイト「統合報告書」 5. 当社公式サイト「DyDoグループのDX」 6. 当社公式サイト「DyDoグループのDX」 7. 当社公式サイト「DyDoグループのDX」 | | 公表日 | 1. 2022年3月16日 2. 2022年3月16日 3. 2022年3月16日 4. 2024年10月28日 5. 2022年3月16日 6. 2022年3月16日 7. 2022年3月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①：DyDoグループのDX>ありたい姿への実現に向けたDX戦略>2030年 DXのゴールとDX戦略  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/strategy/goal/> ②：DyDoグループのDX>変革への取り組み  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/transformation/> ③：DyDoグループのDX>変革への取り組み>業務プロセスの変革  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/transformation/business_process/>  ④：統合報告書>スマート・オペレーションの確立と展開先の拡大(P 37-38)  <https://ssl4.eir-parts.net/doc/2590/ir_material_for_fiscal_ym5/165762/00.pdf>  ⑤：DyDoグループのDX>ありたい姿への実現に向けたDX戦略>DX推進体制  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/strategy/promotion_system/>  ⑥：DyDoグループのDX>変革への取り組み>DXリテラシーの向上と人材教育  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/transformation/education/>  ⑦：DyDoグループのDX>変革への取り組み>IT基盤の変革  <https://www.dydo-ghd.co.jp/sustainability/innovation/dx/transformation/it_infrastructure/> | | 記載内容抜粋 | 人材や組織体制、IT基盤をはじめとする「DXを推進する体制・基盤」の構築に取り組んでいきます。そして、その先にある既存事業の価値向上、業務プロセスの変革、新規事業の創出チャレンジによる「DXを通じた価値創出・変革」に取り組むステップを戦略とし実行することで、社会の変化に柔軟に対応できる当社グループのビジネスモデルの変革に挑戦し続けます。  ②  自由度と複数部署との連携が図りやすいSaaSの活用に切り替えて、各部署のDXエバンジェリストを通じて、スピード感を持った業務内容やプロセスの変革と生産性向上に取り組んでいます。  自販機オペレーションで「スマート・オペレーション体制」を確立。自販機に通信機器を取り付けて訪問前に売上データ・商品毎の売上本数をリアルタイムで把握し、商品のピッキングと現地での補充作業を分業化を行っています。その結果、1人当たりの自販機1台当たりに掛かる作業時間を30%以上短縮。さらに、 1人当たりの月間販売本数と販売⾦額は、約130％～140％に向上。1人が担当する自販機台数も以前に比べて約165％と生産性を大幅に向上。また、人工知能（AI）による商品の補充数量の算出や訪問ルートの最適化、訪問前の商品ピッキングの自動化の導入を開始しました。  お客様や社会のニーズの変化を捉え、デジタル技術やデータを活用して新たな事業を創出するイベント「アイデアキャンプ」を開催し、将来の新規事業創出に向けた挑戦を行っています。  ③  部署最適型で管理されてた膨大な資料やデータを、サイボウズ株式会社の「kintone」を利用することで、複数の部署が一斉に閲覧できる部署横断型の仕組みにシフト。また、特別なスキルや知識が必要無いため、自部門が抱える課題に向けて、従業員が自発的にアプリ開発を行い、スピード感を持って課題解決につなげています。  自販機および流通部門における営業では、新たに「Salesforce」を導入。全国に配置された営業担当者の今のプロセス状況や営業活動を見える化し、適切なタイミングで営業PDCA、営業マネジメントを行っています。  ④  スマート・オペレーションでは営業所の倉庫 で各自販機ごとの補充商品を事前準備しておくため、幅広い 品目の取り扱いが可能です。自販機オペレーションの質を保ち、「求められるもの」の深化に努めることで、お客様の満足度を高め続けます。これにより設置先をはじめとする取引先 にとっての価値を生みだすこと、そして社会に受け入れられ る環境に配慮したビジネスへと変革し、自販機の社会インフ ラとしての価値を高めていきます。  2023年度からはAI活用をスタートさせました。従来の自販機オペレーションでは、担当者の経験や勘をもとに判断していた業務にAIを活用していくことで、業務の平準化と効率化をめざしています。まずは、過去の販売実績や気温データなどをもとに各自販機の需要を予測し、社内の達成目標や自販機設置先からのご要望などの諸条件を加味しながら、その日巡回すべき訪問先・最適なルートの提案、各自販機に補充する商品とその数量を算出しています。さらに、2024年度からはAI機能を拡充し、季節の変化に応じたホット商品とコールド商品の切り替えタイミングの指示や、ロケーションの特性に応じた最適な商品ラインアップの提案を行う予定です。また、将来的には、倉庫内の在庫やさらに上流の生産量など、サプライチェーン全体を通じた最適化を視野に、さらなる機能の開発を進めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて報告した資料に基づく |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社公式サイト「DyDoグループのDX」  ⑤DyDoグループのDX>ありたい姿への実現に向けたDX戦略>DX推進体制  ⑥DyDoグループのDX>変革への取り組み>DXリテラシーの向上と人材教育 | | 記載内容抜粋 | ⑤  体制においては、ビジネスイノベーショングループを中心に、本社・本部系部署や全国の拠点へ複数名のDXエバンジェリストとDX推進担当者を配置して、業務プロセスの見直しと業務効率改善に取り組んでいます。  ⑥  DX推進をさらに加速するためには、従業員トレーニングも重要だと考えます。ビジネスモデル変革の推進や課題発見、顧客ニーズの探索やイノベイティブな解決策など、変革に必要となる様々なトレーニングをDXエバンジェリストを中心に実施することで、変革のリーダーシップを目指してまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社公式サイト「DyDoグループのDX」  ⑦DyDoグループのDX>変革への取り組み>IT基盤の変革 | | 記載内容抜粋 | ⑦  当社グループの様々なデータを集約して、各事業部の業務効率化や新たな業務・ 新技術に柔軟に対応可能なシステム。さらに、そのデータを活用してデータドリブンによる迅速な意思決定、アクションにつなげていきます。また、サイバー攻撃によるリスクの軽減を図るためにも、ゼロトラスト型(オープン系)のネットワーク・セキュリティに移行し、多様化する働き方に対応可能な新たなIT環境・基盤構築を行います。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画2026 | | 公表日 | 2022年1月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 中期経営計画2026  <https://www.dydo-ghd.co.jp/ir/pdf/20220114_01.pdf>  該当ページ：P28 | | 記載内容抜粋 | 戦略：スマート・オペレーションの早期確立と共栄会への展開  KPI：1人あたりの売上高※直販オペレーション担当者：2021年度比20%増  ※業務効率化の推進状況については削減された時間をKPIとし、社内限定で報告。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月28日 | | 発信方法 | 2024年統合報告書にて、代表取締役社長が説明  <https://ssl4.eir-parts.net/doc/2590/ir_material_for_fiscal_ym5/165763/00.pdf>  ※上記のP8 後半～P9 前半 | | 発信内容 | マテリアリティの「DX推進とIT基盤の構築」は、イノベーションにつながる重要な取り組みとして、特に注力したい分野です。象徴的な取り組みとして、スマート・オペレーションがありますが、デジタル技術などの活用により自販機オペレーションのプロセスを劇的に変え、生産性を格段に高めることができました。ただ、それ以外の分野ではDXの浸透はまだまだこれからという状況です。  そこで、各部門でDXエバンジェリストを任命し、まずは身の回りの業務改善から着手してもらっています。例えば、海外事業部のDXエバンジェリストが「kintone」を活用して輸出商品の見積書作成アプリを開発し、作業時間を２時間から５分に短縮したり、人事総務部のDXエバンジェリストが社内からの問い合わせ窓口用にチャットボットを開発して、問い合わせ側と対応側の双方の時間を短縮したことなどが成果として挙げられます。生まれた時間を付加価値の創出にあて、それをさらにデジタル化していくことで、最終的にはDXによるイノベーションが生まれると考えて取り組みを進めています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年3月頃　～2025年3月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施し、IPAの自己診断結果入力サイトの入力している。（最新は2025年3月提出済） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社公式サイト内IR情報 > コーポレートガバナンス > リスクマネジメント  <https://www.dydo-ghd.co.jp/ir/governance/risk_management.html>  当社グループでは「情報セキュリティ基本方針」に基づき、「情報セキュリティ活動マニュアル」を整備し、各活動ポイントにおけるガイドライン設定や社員教育の実施を通じて、情報管理体制の強化を図っています。  ※ゼロトラストセキュリティは、社内で段階的に強化対策を実施。また定期的なIT診断を社内で実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。